

(案)

令和 年 月 日 環循事発第 号

産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）実施要領

第1 目的

この実施要領は、産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域住民の安心・安全を確保することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用し、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業実施事案地について、産廃特措法失効後も、都道府県又は政令市（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第24条の2第1項の規定に基づく政令で定める市をいう。）（以下「都道府県等」という。）が実施する生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるための対策事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業を実施し、産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために事業を実施する都道府県等であり、当該事業実施計画を作成し、承認を受けたことを要件とする。

第4 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(3) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 事業実施計画の審査の補助

イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

(案)

- ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- エ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- オ 上記に関する付帯業務

(4) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第 14 条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第 4 条から第 13 条まで、及び第 19 条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第 15 条又は第 16 条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(5) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、都道府県等が提出する書類について、補助対象事業に係る間接補助金の交付が法令及び予算に定めるところに違反しないかどうか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、都道府県等に補助金を交付すべきと認めたものについて、環境省が指定する様式の書類を作成し、環境省に提出する。
- ② 補助事業者は、①で提出した書類について、環境省と協議の上、交付先を採択する。
- ③ 都道府県等が提出した書類について変更（ただし、軽微な変更を除く。）を伴う場合は、補助事業者が、前段の手続きに準じて、環境省の指定した様式の書類を作成するとともに、環境省と協議を行う。

(6) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣（以下「大臣」という。）に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(7) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(8) 事務費の中間検査

環境省は、補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行う予定のため、環境省に求められた際には応じるものとする。

第 5 指導監督

(案)

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第11号イ及びウに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

別表第1

1 間接補助 事業の区分	2 間接補助 事業の内容	3 間接補助 対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
特定支障除去 等維持事業	特定支障除去 等事業実施事 案地における 生活環境保全 上の支障又は そのおそれが ない状態を継 続させるため の事業	事業を行うた めに必要な水 処理、モニタ リング、水処 理に係る維持 管理に係る費 用	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を 控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第 4欄に掲げる基準額とを比較して少ない 方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定され た額とを比較して少ない方の額に3分の 1を乗じて得た額を上限とする。ただし、 算出された額に1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨てるものと する。

※「水処理に係る維持管理」とは、水処理の効果を保つために必要な維持管理であって、水処理施設の保守・点検及びキャッピングシート補修や排水路の清掃、水処理施設の維持のために必要な周辺環境の維持管理等であり、実施計画上承認したものに限る。

(案)

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省環境再生・資源循環局 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）に係る間接補助事業の採
択について

標記について、産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）実施要領
第4の（5）の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の対象地
- (3) 間接補助事業の概要

2. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）